

平成 19 年 2 月 2 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 鶴 弥
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鶴 見 栄
(コード番号 5 3 8 6 東証第 2 部・名証第 2 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 稲 垣 富 定
(T E L 0 5 6 9 - 2 9 - 3 7 4 0)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 19 年 2 月 2 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 800,000 株
- (2) 払込決定金額の決定方法 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定する方式により発行価格決定日(平成 19 年 2 月 13 日(火)から平成 19 年 2 月 15 日(木)までの間のいずれかの日)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、1 株につき当該払込金額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、東海東京証券株式会社及び岡三証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 19 年 2 月 16 日(金)から平成 19 年 2 月 20 日(火)まで。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 19 年 2 月 14 日(水)から平成 19 年 2 月 16 日(金)までとなる。
- (7) 払込期日 平成 19 年 2 月 21 日(水)から平成 19 年 2 月 23 日(金)までの間のいずれかの日。
すなわち、上記(6)申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 19 年 2 月 21 日(水)となる。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他この新株式発行に必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記【ご参考】1.を参照)

- | | | |
|---|---|---------------------------------------|
| (1) 売 出 株 式 数 | 普通株式 | 上限 100,000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 し 株 式 数 | 東海東京証券株式会社 | 上限 100,000 株 |
| | 上記売出しは、公募による新株式発行(一般募集)に伴い、その需要状況等を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しである。本売出しの売出株式数は上限を示したもので、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。本売出しの対象となる当社普通株式は、本売出しのために東海東京証券株式会社が当社株主より借入れる株式である。 | |
| (3) 売 出 価 格 | 未定 | なお、公募による新株式発行(一般募集)の発行価格(募集価格)と同一とする。 |
| (4) 売 出 方 法 | 東海東京証券株式会社が、公募による新株式発行(一般募集)の需要状況等を勘案し、当社株主より賃借する当社株式について追加的に売出しを行う。ただし、公募による新株式発行(一般募集)を中止した場合は、本株式売出しも中止する。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 公募による新株式発行(一般募集)の申込期間と同一とする。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 公募による新株式発行(一般募集)の払込期日の翌営業日とする。 | |
| (7) 申込株数単位 | 100 株 | |
| (8) 売出価格、その他この株式売出しに必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。 | | |
| (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | | |

以 上

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、一般募集とは別に、その需要状況を勘案した上で、当該募集の主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株数は、100,000 株を予定しておりますが、当該売出株数は上限の売出株数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、東海東京証券株式会社は、100,000 株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）を行使期限として上記当社株主より付与される予定であります。

また、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から上記グリーンシュエーションの行使期限までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（以下「上限株数」という。）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又は上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、東海東京証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

なお、安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る借入れ株式への返却に充当する株式数については、東海東京証券株式会社はグリーンシュエーションを行使しない予定であります。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 6,967,800 株（平成 19 年 2 月 2 日現在）
 公募増資による増加株式数 800,000 株
 公募増資後の発行済株式総数 7,767,800 株

3. 増資の理由（調達資金の用途）等

(1) 増資の理由（調達資金の用途）

今回の増資による手取概算額 640,360 千円については、受注増加が堅調である F 形瓦（洋風瓦）の生産体制を強化するための阿久比工場第 3 ラインの新設に全額充当する予定であります。

なお、設備計画の内容（平成 19 年 2 月 2 日現在）は以下のとおりであります。

事業所名 （所在地）	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
		総額	既支払額		着手	完了予定	
阿久比工場 （愛知県知多郡 阿久比町）	第 3 ライン F 形瓦生産ライン	千円 1,913,378	千円 775,582	公募増資 及び自己 資金	平成 18 年 6 月	平成 19 年 3 月	1,500 (千枚/月)増

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
 投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金を上記設備投資資金に充当し、生産体制の効率化・生産設備の稼働率の向上並びに増強を図ることにより、粘土瓦の受注に対する十分な「品揃え」を確保し、今後の需要動向の変化に積極的に対応していくとともに、収益基盤の拡充と株主資本の充実による財務体質の強化を見込んでおります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分の基本方針

当社の利益配分の基本的な考え方は、粘土瓦業界の中で最新の生産技術を保持し、高い生産力と競争力を継続的に保ちながら成長を続けていくために、設備の更新や新工場の建設等を慎重かつ大胆に実行していく必要性を認識すると共に、将来に向けた安定的な収益基盤づくりのための内部留保を考慮しつつ、業績に応じた適正で安定的な利益還元を継続的に実施してまいり所存であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

株主様への利益還元につきましては、安定的に継続配当することを基本に、当期及び今後の業績を勘案して行うこととしております。

(3) 内部留保金の使途

内部留保資金につきましては、長期的な企業体質の強化と企業価値の増大のほか、将来の事業展開に備えた生産能力増強・更新などの設備投資のための資金需要に充当してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	第 37 期	第 38 期	第 39 期
	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	42.21 円	59.61 円	48.83 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当金)	15.00 円 (7.50 円)	15.00 円 (7.50 円)	15.00 円 (7.50 円)
実績配当性向	35.54%	25.16%	30.72%
株主資本利益率	4.16%	5.53%	4.38%
株主資本配当率	1.34%	1.29%	1.28%

- (注) 1. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値です。
2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値です。
3. 1株当たり当期純利益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

(5) 過去の利益配分ルールへの遵守状況

該当事項はありません。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

5. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報等

該当事項はありません。

(3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

発行形態	発行日	発行株数	発行価格	発行価額
公募増資	平成17年11月25日	700,000株	959円	910円

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	410円	535円	729円	1,090円
高 値	545円	753円	1,338円	1,250円
安 値	410円	535円	690円	860円
終 値	530円	725円	1,077円	883円
株価収益率	12.56倍	12.16倍	22.06倍	-

(注) 1. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期間の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

2. 平成19年3月期の株価については、平成19年2月1日現在で表示しております。

以 上

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。